

新居浜工業高等専門学校エンジニアリングデザイン教育センター
あかがね工房プロジェクトエリア使用要項

平成31年1月8日要項第1号

(趣旨)

第1条 エンジニアリングデザイン教育センターあかがね工房（以下「あかがね工房」という。）にあるプロジェクトエリア（以下「当エリア」という。）の使用については、この要項の定めるところによる。

(目的)

第2条 当エリアは、教職員の指導の下で学生を主体とするプロジェクト活動（チャレンジプロジェクト等）（以下「プロジェクト」という。）を行う際に必要となる作業スペースとして活用するものとする。

(概要)

第3条 ブロックを作業スペースの基本単位として管理し、当エリア全体で3つのブロックを提供するものとする。

(使用の条件)

第4条 当エリアを使用できるプロジェクトは、学生主体のものづくり活動であって、当該プロジェクトを指導する教職員（以下「指導教職員」という。）の下で行われるものとする。

2 使用できるブロックは、原則、1ブロックとする。

(使用のための手続き)

第5条 当エリアの使用を希望するプロジェクトの代表者（学生）は、指導教職員を通じて使用申請書（別紙様式1）をエンジニアリングデザイン教育センター長に提出し、エンジニアリングデザイン教育センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）の承認を得るものとする。

2 同時に使用できるのは3ブロックが上限であるため、申請があっても使用が認められない場合がある。

(使用期間等)

第6条 当エリアを使用できる期間は、当該年度の4月1日から3月31日までの1年間を限度とし、年度途中から使用する場合であっても、年度末（3月31日）までとする。

2 使用期間を更新し、引き続き使用を希望する場合は、改めて使用申請書を提出するものとする。

3 使用時間は、平日19時までを原則とし、時間外及び休日の使用については指導教職員の指示に従うものとする。

(使用上の注意事項)

第7条 当エリアの使用に当たっては、次の各号を遵守するものとする。

(1) 同時に複数のプロジェクトが使用する場合は、衝立等で区切ることにより、作業スペースの境界を明確にする。

- (2) 同時に使用するプロジェクトが少ない場合は、一時的に1つのプロジェクトが複数のブロックを使用することができる。ただし、運営委員会から求めがあった場合に速やかに承認外のブロックを明け渡すことができる状態にしておく。
 - (3) 作業スペースの整理整頓を心掛け、ゴミや工具類はその日のうちに必ず片付ける。
 - (4) 当エリア以外のあかがね工房の各施設及び設備については、許可なく利用することはできない。ただし、空調及び照明についてはこの限りではない。
 - (5) 作業スペースに必要な資材及び機器（貴重品を除く。）を持ち込むことは可能とするが、適切に管理し、使用期間終了までに撤去する。
 - (6) 使用期間終了時及び運営委員会が求めたときは、作業スペースの管理状態に関する自己点検をチェックリスト（別紙様式2）に従ってプロジェクトの代表者が行い、指導教職員を通じてエンジニアリングデザイン教育センター長に提出する。
- 2 前項に規定する注意事項に反した場合又は作業スペースの管理状態が良好でない場合は、使用期間内であっても承認を取り消すことがある。

（指導教職員の責務）

第8条 指導教職員は、前条及び次の各号に基づき学生を適切に指導・監督するものとする。

- (1) 学生の安全管理並びに作業スペース、資材及び機器の管理については、指導教職員がその責任を負うものとし、作業スペースに汚損等が生じた場合は、指導教職員が費用を負担して速やかに原状回復するものとする。
- (2) あかがね工房の出入口が施錠される時間帯に入退室する場合は、指導教職員がその責任において解錠、施錠を行うものとする。

（その他）

第9条 この要項に定めるもののほか、当エリアについて必要な事項は、運営委員会において審議し、決定するものとする。

附 則（平成31年1月8日 制定）

この要項は、平成31年4月1日から施行する。